昭和53年
交通特集号
第155号
発行所　津奈木町役場
編集　総務課
印刷所　旭印刷所

町報つなぎ

事故をよぶ　酒が　疲労が　スピードが

道路交通法改正

交通弱者保護を徹底

国民皆免許の時代といわれ、県下の自動車保有台数は原付を含めて八十萬台、運転免許保有者数は六十五万人を突破し依然として増加の一途を辿っております。

今回七年ぶりに道路交通法が改正されましたが主な改正点は、酒酔い運転や暴走族など悪質ドライバーに対する罰則強化、高速道路上でのオイル切れや、車検切れ運転などの処罰と、反面、自転車横断帯の新設、盲人対策といった〝弱者保護〟優良ドライバーに対する優遇措置などが盛り込まれています。警察では今回改正のねらいは「運転者として社会的責任を明確にした」ことと「道路交通に関する問題の総合的かつ根源的な対策の推進」を目指したものと説明しています。

身体障害者の通行保護

目が見えない人は、白色または黄色のつえを携えなければならないとなっていたのが、今回の改正で盲導犬を連れて通行する場合にはつえを携えなくてもよい事になりました。盲導犬とは白色または黄色のハーネス（胴輪）をつけているものです。

身体障害者用の車いすが通行しているとき、または目が見えない人が盲導犬を連れて通行しているとき、目が見えない人、耳が聞えない人等で白色または黄色のつえを携えて通行しているときは、車輌等の運転者は一時停止するか徐行して、その通行を妨げないようにしなければなりません。

自転車横断帯

自転車道路者の横断中の交通事故をなくすため「自転車横断帯」が設けられます。

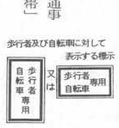

自転車の信号

自転車に乗るときは、車両用の信号に従わなければなりません。しかし自転車横断帯の新設に伴って現在の歩行者用信号機のある場所で、横断歩道と自転車用横断帯が並んで設けてあるところでは、歩行者と自転車は、同じ信号の指示に従うことが適当でありますので「歩行者・自転車専用」の標示板をつけてその信号の指示に従うことになりました。

自転車優先

横断歩道における歩行者優先と同じように他の車両等は、自転車横断帯における自転車の優先を確保しなければなりません。

自転車横断帯に近づくときは、その直前（停止線があるところではその直前）で停止できるような速度で進み、自転車横断帯を自転車が横断中または横断しようとしているときは、その直前で一時停止し、自転車の通行を妨げないようにしなければなりません。

車両等は、自転車横断帯とその手前三メートル以内の場所では他の車を追い越したり、追い抜いたりしてはなりません。

交叉点への進入禁止

交差点で大型トラックなどに巻き込まれる事故が依然として多くこのような事故を防止するため、特に危険な交差点への自転車の進入を禁止する「自転車進入禁止」の道路表示が設けられます。この標示を越えて交差点に入ってはなりません。

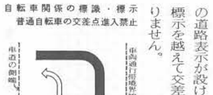

自転車のブレーキ

これまで自転車についての安全基準がないため、交通に危険を生じさせたり、交通事故を起こしたりしています。

今回の改正で一定の基準に適合した制動装置（ブレーキ）と夜間における交通事故を防止するための反射器材をつけることになりました。

◎制動装置基準

一、前車輪および後車輪を制動すること。

二、乾燥した平たんな舗装道路において、制動初速度十キロメートル毎時のとき、制動装置を開始した場所から三メートル以内の距離で、滑らかに自転車を停止させる性能を持っていること。

◎反射器材

一、夜間、後方百メートルの距離から前照燈で照射したときの反射光を、照射位置からたやすく確認できるものであること。

二、反射光の色は、橙色か赤色であること。

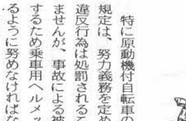

津奈木太郎での飲酒衝突事故

自動二輪車（含原付）ヘルメット着用

自動二輪車の運転者および同乗者は、すべての道路において乗車用ヘルメットをかぶらなければなりません。

原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。

乗車用ヘルメットの基準が定められました。

特に原動機付自転車の場合この規定は、努力義務を定めるもので違反行為は処罰されることはありませんが、事故による被害を軽くするため乗車用ヘルメットをかぶるように努めなければなりません。

乗車用ヘルメットの基準は次のとおりですが、Sマーク、あるいはJISマークのついているヘルメットがこの基準に合っているといえます。

自動二輪車・原付のヘルメット基準

一、左右、上下の視野が十分とれること。

二、風圧によってひさしが垂れて視野を妨げることのない構造であること。

三、著しく聴力を損ねない構造であること。

四、衝撃吸収性があり、また帽体が貫通に耐えられる性能をもっていること。

五、衝撃によって、たやすく脱けることのないように、固定できるあごひもがついていること。

六、重さが二キログラム以下であること。

七、人体を傷つけるおそれのある構造でないこと。

二人乗り規制

自動二輪車の運転者は、すべての自動車専用道路において二人乗りをしてはいけません。

暴走運転の禁止

共同危険行為等（いわゆる暴走族の暴走行為）の禁止、自動車または原動機付自転車の運転者は、二台以上の自動車または原動機付自転車の運転者に対して、共同して、著しく道路における交通の危険を生じさせ、または著しく他人に迷惑をかけるような行為をしてはなりません。

高速自動車道

燃料等の点検義務

高速自動車道での事故や渋滞の原因は、燃料やオイル切れによるエンコ、あるいは積荷の転落事故によるものがほとんどです。

高速自動車道で自動車を運転するときはあらかじめ、燃料、冷却水や原動機のオイルの量を点検しましょう。又貨物の積載の状態を点検し、必要がある場合にはロープで固く縛るなどの措置を講じなければなりません。

停車中の表示を

高速道路において駐停車している自動車に他の自動車が衝突し、死傷事故を起こす例が多くあります。故障その他によって、本線車道やこれに接する路肩や路側帯で停止したときは、自動車が停止していることを「停止表示器材」によって明らかに表示しなければなりません。

交通違反の点数と反則金の額

（反則金額の単位は千円）

交通違反の種類	点数	酒気帯び点数	反則金の額 大型	普通	二輪	原付小特
酒酔い運転	15					
麻薬等運転	15					
共同危険行為等禁止違反	9					
無免許運転	8	9				
大型自動車等無資格運転	8	9				
仮免許運転違反	8	9				
酒気帯び運転	6					
過労運転等	6					
無車検運行	6	9				
無保険運行	6	9				
速度超過 25km以上	6	9				
速度超過 20km以上25km未満	2	7	15	10	8	7
速度超過 15km以上20km未満	1	7	10	8	6	5
速度超過 15km未満	1	7	8	6	5	4
警察官現場指示違反	2	7				
警察官通行禁止制限違反	2	7				
信号無視 赤色等	2	7	8	6	5	4
信号無視 点滅	2	7	6	5	4	3
通行禁止違反	2	7	6	5	4	3
歩行者用道路徐行違反	2	7	6	5	4	3
通行区分違反	2	7	8	6	5	4
歩行者側方安全間隔不保持等	2	7	6	5	4	3
急ブレーキ禁止違反	2	7	6	5	4	3
法定横断等禁止違反	2	7	6	5	4	3
追越し違反	2	7	8	6	5	4
路面電車後方不停止	2	7	6	5	4	3
踏切不停止等	2	7	8	6	5	4
しゃ断踏切立入り	2	7	10	8	6	5
優先道路通行車妨害等	2	7	6	5	4	3
交差点安全進行義務違反	2	7	8	6	5	4
横断歩行者等妨害等	2	7	8	6	5	4
徐行場所違反	2	7	6	5	4	3
指定場所一時不停止等	2	7	6	5	4	3
積載物重量制限超過 10割以上	2	7	10	8	6	5
積載物重量制限超過 5割以上10割未満	2	7	8	6	5	4
積載物重量制限超過 5割未満	1	7	6	5	4	3
整備不良 制動装置等	2	7	8	6	5	4
整備不良 尾燈等	1	7	6	5	4	3
安全運転義務違反	2	7	8	6	5	4
幼児等通行妨害	2	7	6	5	4	3
安全地帯徐行違反	2	7	6	5	4	3
高速自動車国道等措置命令違反	2	7				
本線車道横断等禁止違反	2	7	8	6	5	
高速自動車国道等運転者遵守事項違反	**2**	**7**	**8**	**6**	**5**	
免許条件違反	2	7	6	5	4	3
保管場所所法違反 道路使用	**2**					
保管場所所法違反 長時間駐車	**1**					
混雑緩和措置命令違反	1	7				
通行許可条件違反	1	7	4	3	3	2

交通違反の種類	点数	酒気帯び点数	反則金の額 大型	普通	二輪	原付小特
通行帯違反	1	7	5	4	4	3
路線バス等優先通行帯違反	1	7	5	4	4	3
軌道敷内違反	1	7	4	3	3	2
道路外出右左折方法違反	1	7	4	3	3	2
道路外出右左折合図車妨害	1	7	5	4	4	3
指定横断等禁止違反	1	7	5	4	4	3
車間距離不保持	1	7	5	4	4	3
進路変更禁止違反	1	7	5	4	4	3
追い付かれた車両の義務違反	1	7	5	4	4	3
乗合自動車発進妨害	1	7	5	4	4	3
割込み等	1	7	5	4	4	3
交差点右左折方法違反	1	7	4	3	3	2
交差点右左折等合図車妨害	1	7	5	4	4	3
指定通行区分違反	1	7	5	4	4	3
交差点優先車妨害	1	7	5	4	4	3
緊急車妨害等	1	7	5	4	4	3
駐停車違反	1	7	6	5	3	3
交差点等進入禁止違反	1	7	5	4	4	3
無燈火	1	7	5	4	4	3
減光等義務違反	1	7	5	4	4	3
合図不履行	1	7	5	4	4	3
合図制限違反	1	7	5	4	4	3
警音器吹鳴義務違反	1	7	5	4	4	3
乗車積載方法違反	1	7	5	4	4	3
定員外乗車	1	7	5	4	4	3
積載物大きさ制限超過	1	7	6	5	4	3
積載方法制限超過	1	7	6	5	4	3
制限外許可条件違反	1	7	4	3	3	2
けん引違反	1	7	5	4	4	3
原付けん引違反	1	7				2
転落等防止措置義務違反	1	7	5	4	4	3
安全不確認ドア開放等	1	7	5	4	4	3
停止措置義務違反	1	7	5	4	4	3
初心運転者等保護義務違反	1	7	5	4	4	
初心運転者遵守事項違反	1	7		3		
乗車用ヘルメット着用義務違反	1	7				
自動二輪車乗車方法違反	**1**	**7**			**4**	
最低速度違反	1	7	5	4	4	
本線車道通行帯妨害	1	7	5	4	4	
本線車道緊急車妨害	1	7	5	4	4	
本線車道出入方法違反	1	7	4	3	3	
故障車両表示義務違反	**1**	**7**	**5**	**4**	**4**	
仮免許練習標識表示義務違反	1	7	5	4		
泥はね運転			5	4	4	3
公安委員会通守事項違反			5	4	4	3
警音器使用制限違反			2	2	2	2
運行記録計不備			4	3		
免許証不携帯			2	2	2	2

（注）1 違反をした場合に酒気を帯びていたときは「酒気帯び点数」の点数となります。
2 表中太字の違反は、12月1日から改正または新設されるものです。

免許証の「うっかり失効」

仮運転免許の有効期間は、三月から六月に延長されました。

運転免許証の更新いわゆる「うっかり失効」の者が免許試験の特例を認められる期間は現在の三月を延長して六月になりました。

青空駐車はダメ

次のものは新に行政処分の対象となります。

一、車検を受けていない自動車を運転しているもの（無車検運行）

二、強制保険に加入していない自動車を運転している者（無保険運行）

三、道路上の場所を車庫として使用し、または長時間、自動車を道路に駐車させている者（保管場所法違反（道路使用と長時間駐車）

"酒"一発取消し

酒酔い運転につけられる点数があたかだい年の幅から、年始にかけて交通事故の件数もグンと増えてまいります。津奈木町でも安全協会、安管協を主体に、青年団、婦人会、老友会、PTAなど各種団体の協力を得て年末年始の交通事故を一件も出さない運動を毎年展開していますが、残念ながら二年続いて年間けこ重大事故が十二点から十五点に引き上げられました。酒酔い運転、麻薬等運転は一発で運転免許取消しになります。

無事故、無違反で明るい正月を

年末年始の事故防止運動

発生しています。今年こそは、年末年始の事故追放のため、町民一丸となって御協力をお願いしたいと思います。

「夜間」「飲酒」事故追放！

毎年この時期になると夜間の交通事故や飲酒運転が多くなります年末年始は出かける機会が多くなるとともに、クリスマス・忘年会・新年宴会或は久し振りに里帰りした友だちと〝一すいっぱい〟の機会が多くなります。

「一杯ぐらいは」「酒は強いからこのくらいは」「家はスグそこだから」等と気安すく乗ったばっかりに、取返しのつかない事故を起したり、免許証の取消し処罰を受けたりして、くやんでも後のまつりです。

飲食店ではもちろん、職場で、家庭で「飲むなら乗るな、乗るなら飲むな」一決めました、あなたのために飲ませませんを徹底させるように致しましょう。

事故のない楽しい正月を

年末年始のゴミ収集

＊本年は12月29日が最後で明年は1月4日から収集します。

12月29日と、S54年1月4日だけは可燃物及び不燃物も収集しますので、種類ごとに専用袋に入れるか、利用券を付けて、朝9時までに決められた場所に出して下さい。

なお、休みの期間は、自分の家で、処分或は保管して下さい。

「110番」通報は落着いて順序よく

警察では「一一〇番」が入るとより早くパトカーや警察官を現場に急行させるために、通報を受けながら、他の係員が必要な手配をしています。

「一一〇番」に通報するときは、あわてず、落ち着いてお話しください。あわてると、通報を受けた警察官も、どこにたくさんいるパトカーや警察官を行かせればよいのか適確な手配ができず犯人はその間に逃げてしまったりということにもなりかねません。

「一一〇番」への通報は、次のような順序でお願いします。

① 何があったか（交通事故、ひき逃げ、泥棒など）

② いつあったか（たった今、何分位前等）

③ どこであったか（わかりやすい目標物）

④ どんな状況か

⑤ 犯人の人相や特徴、車のナンバー、型、色、逃走方向など）

⑥ あなたの住所、氏名、電話番号

以上のように話すと、警察官にもわかりやすく、犯人の検挙率も高くなります。

「一一九番」で火災の通報をするとき、救急車を呼ぶ時も通報の順序、内容などは同じ要領でお願いします。

農業共済

安い掛金で大きな補償を（火災保険）

農業共済の建物火災保険推進期間は、十二月いっぱいです。

内容については八月一日号で詳細にお知らせ致しております通り

◎加入できる建物は

農業者が所有又は管理する住宅納屋、畜舎、倉庫など（家具類、小農器具を含む）

◎契約金の限度額は

時価額（家具類を含む）の範囲内で一棟当り、五〇〇万円まで契約が出来ます。

共済金額	掛金
五〇〇万円	六、〇〇〇円
六〇〇万円	七、二〇〇円
七〇〇万円	八、四〇〇円
八〇〇万円	九、六〇〇円
九〇〇万円	一〇、八〇〇円
一、〇〇〇万円	一二、〇〇〇円

役場農業共済が取扱っている火災保険は一年の掛け捨方式ですから掛金も非常に安いわけです。

◎推進月間中に、一、〇〇〇万円加入されますと時価、九〇〇万円のポットを記念品として差しあげますので、この機会に是非加入して下さい。

◎各部落に次のように建物共済推進員がおられますから御相談下さい。

竹中　山崎政信　染竹　林田保
浜崎　松本武良　小坂喜美　桜口
戸　林益雄　町中　沢田進　橋口
東信　小津奈禾　福山貞蔵
永田肇　中尾　浦田和則　古市
尾　中村諭　倉谷　久村早苗
川内　北岡正光　上下門　門崎
栄福　門崎辰喜　内野　秋田元
生　山下次四郎　日当　緒方兼
人　日添　佐々木緑　吉野公敏
平上　長浜国光　平野正　平下
鬼塚遠雄　福浦　福山真行　辻
長浜清　新川　川崎芳人　古川
山下市八

税務署

納税証明の請求は早目に

銀行に借入の申込みをするとき建設業の登録を更新するとき、工事指名を受けたいとき…、こんなときに必要になるのが「納税証明」です。

「納税証明」は、請求があればいつでも発行しておりますが、所得税の確定申告の特期のように、事務が混雑している時期には、即座に発行できかねる場合もありますので、「納税証明」の請求は早めにお願いします。

貯蓄と税金

銀行などに預金をしたときの利子などについては、原則として所得税がかかります。しかし、貯蓄の奨励、勤労者の財産形成の促進などの観点から、一定の手続をとることによって所得税がかからない制度が設けられています。それが非課税貯蓄制度です。非課税貯蓄制度の種類はくのとおりです。

○郵便貯金　元本三百万円まで

○住宅積立郵便貯金　元本五十万円まで

○マル優預金　元本三百万円まで

○特別マル優国債　元本三百万円まで

○サラリーマンの財形貯蓄　元本五百万円まで

このように非課税貯蓄制度を最大限に利用しますと、元本の合計千四百五十万円までは、利子に税金がかからないことになります。